

参考資料

都市計画法施行規則による申請書等の様式（抜粋）	—P. 105—
開発許可申請書取り下げ届の様式	—P. 114—
都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則	—P. 115—
奈良県開発登録簿閲覧規程	—P. 135—
主要関係手続一覧表	—P. 138—
奈良県内開発許可及び宅造許可市町村担当課一覧表	—P. 140—
開発行為許可申請手数料等一覧表	—P. 142—
奈良県における開発許可制度等の沿革	—P. 143—
工事写真撮影要領	—P. 147—
建築基準法第 88 条（工作物への準用）	—P. 148—

○都市計画法施行規則による申請書等の様式（抜粋）

(正) 開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄 ⑩
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考
- 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄には、記載しないこと。
 - 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

(正)

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第2項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者住所 氏名 ㊟	※ 手数料欄	
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
2 開発区域の面積	平方メートル	
3 予定建築物等の用途		
4 工事施行者住所氏名		
5 工事着手予定年月日	年 月 日	
6 工事完了予定年月日	年 月 日	
7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別		
8 その他必要な事項		
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考
- 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄には、記載しないこと。
 - 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

資 金 計 画 書

1 収支計画 (単位 千円)

	科 目	金 額
収 入	処分収入	
	宅地処分収入	
	補助負担金	
	自己資金	
	借入金	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	給水施設工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	負担金等	
	借入償還金	
		計

2 年度別資金計画 (単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	負担金等					
	借入償還金					
	計					
収 入	自己資金					
	借入金					
	処分収入					
	宅地処分収入					
	補助負担金					
	計					
借入金の借入先						

工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住 所

氏 名

印

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号
年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け
出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。

公共施設工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住 所

氏 名

印

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事（許可番号
年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け
出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為に関する工事の検査済証

第 年 月 日 号

知事
土木事務所長



下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市
計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

公共施設に関する工事の検査済証

第 年 月 日 号

知事
土木事務所長



下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市
計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 工事が完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

殿

住所
届出者
氏名
印

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号
年 月 日）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を廃止した年月日

- 2 開発行為に関する工事の廃止に係わる地域の名称

- 3 開発行為に関する工事の廃止に係わる地域の面積

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

開発行為許可申請書の取り下げ届

年 月 日

奈良県知事
土木事務所長 殿

住所
届出者
氏名
(電話番号
印
)

開発行為許可申請書(受付番号 年 月 日 第 号)
を下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

- 1、開発行為許可申請の取り下げにかかる地域の名称
- 2、開発行為許可申請の取り下げにかかる地域の面積

○都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則

〔 昭和45年11月10日
奈良県規則第 64 号 〕

- 改正 昭和50年4月1日規則第4号
- 改正 昭和54年6月1日規則第11号
- 改正 昭和59年3月31日規則第56号
- 改正 昭和61年3月28日規則第48号
- 改正 昭和61年12月26日規則第35号
- 改正 平成3年9月30日規則第21号
- 改正 平成3年9月30日規則第22号
- 改正 平成5年6月25日規則第10号
- 改正 平成6年3月25日規則第38号
- 改正 平成11年4月30日規則第6号
- 改正 平成12年3月31日規則第70号
- 改正 平成12年12月12日規則第31号
- 改正 平成13年5月18日規則第7号
- 改正 平成15年3月31日規則第59号
- 改正 平成16年12月16日規則第23号
- 改正 平成17年3月4日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の規定に基づく開発行為等の規制に関し、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成16年12月奈良県条例第19号)及び都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則(平成16年12月奈良県規則第23号)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為許可申請書の添付書類)

第2条 法第29条第1項又は第2項の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、法第30条第1項に規定する申請書に、同条第2項に規定する図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 開発区域内の土地の登記事項証明書
- 二 開発区域内の土地の地籍図
- 三 開発区域の面積求積図(縮尺1000の1以上のもの)
- 四 その他知事が必要と認めるもの

(添付書類の様式)

第3条 開発行為許可申請書に添付する書類の様式は、次の各号に掲げる書類の種類の違いに従い、当該各号に掲げるところによる。

- 一 法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書類 第1号様式
- 二 法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書類 第2号様式
- 三 省令第16条第2項に規定する設計説明書 第3号様式
- 四 省令第17条第1項第3号に規定する同意を得たことを証する書類 第4号様式

(開発行為変更許可申請)

第4条 開発許可を受けた者は、法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、開発行為変更許可申請書(第5号様式)に、省令第28条の3の規定による図書のほか、第2条各号に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第5条 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書(第6号様式)に、その変更内容を明らかにする書類を添えて、行わなければならない。

(降雨強度値)

第6条 省令第22条に規定する計画雨水量の算定に用いる降雨強度値は、1時間につき75ミリメートルとする。

第7条 削除

(工事の着手届)

第8条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手したときは、速やかに開発行為に関する工事着手届(第7号様式)により、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可標識の掲示)

第9条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事を行う期間(当該期間について法第35条の2第3項の規定による変更の届出(以下この条において「届出」という。)をしたときは、変更後の期間)中、工事現場の見やすい場所に、開発許可を受けた事項(当該事項について変更許可を受け、又は届出を行った場合にあつては、変更後の当該事項)を記載した開発行為許可標識(第8号様式)を掲示しておかななければならない。

(工事の休止又は再開の届出)

第10条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事の施行を1月以上にわたり休止しようとするとき、又は休止の届出をした工事を再開したときは、開発行為に関する工事休止・再開届(第9号様式)により、その旨を知事に届け出なければならない。

(工事完了公告の方法)

第11条 省令第31条に規定する工事の完了公告は、奈良県公報に登載して行うものとする。

(建築制限等の緩和申請)

第12条 法第37条第1号の規定による知事の承認を受けようとする者は、建築制限等緩和申請書(第10号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 開発区域位置図(縮尺5万分の1以上のもの)
- 二 開発区域の計画平面図
- 三 建築物等の配置図(縮尺100分の1以上のもの)
- 四 その他知事が必要と認めるもの

(予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の新築等許可申請書)

第13条 法第42条第1項ただし書の規定による知事の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の新築等許可申請書(第11号様式)に次掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 予定建築物等以外の建築物又は特定工作物を新築し、若しくは新設し、又は建築物を改築し、

若しくはその用途を変更しようとする理由

二 付近見取図

三 新築等に係る建築物等の敷地平面図及び建築物等の配置図(縮尺100分の1以上のもの)

四 新築等を行う土地の登記事項証明書又は土地の売買契約書

五 その他知事が必要と認めるもの

(開発許可等に基づく地位の承継の届出)

第14条 法第44条の規定により、被承継人が有していた地位を承継した者は、開発許可等に基づく地位承継届(第12号様式)にその事実を証するに足る書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(開発許可に基づく地位の承継承認申請)

第15条 法第45条の規定により、被承継人が有していた地位の承継について知事の承認を受けようとする者は、開発許可に基づく地位承継承認申請書(第13号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 工事を施行する権原を取得したことを証するに足る書類

二 法第33条第1項第12号に規定する開発行為にあつては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

(立入検査証の様式)

第16条 法第82条第2項に規定する証明書の様式は、第14号様式とする。

(開発行為又は建築等に関する証明書の交付の申請)

第17条 省令第60条の規定により法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書(第15号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 付近見取図

二 建築物等の敷地の現況平面図及び現況断面図(縮尺100分の1以上のもの)

三 建築物等の敷地の計画平面図及び計画断面図(縮尺100分の1以上のもの)

四 建築物等の配置図(縮尺100分の1以上のもの)

五 その他知事が必要と認めるもの

(提出書類の経由)

第18条 法、省令又はこの規則に基づく知事に提出する書類は、正本1部及び副本3部とする。

2 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則(昭和57年4月奈良県規則第3号。以下「事務委任規則」という。)の規定により土木事務所の長に提出する書類は、前項の規定にかかわらず、正本1部及び副本2部とする。この場合において、開発区域が都市計画区域内にある場合にあつては、当該開発区域を管轄する市町村を経由して提出しなければならない。

(届出等に関する特例)

第19条 事務委任規則の規定により土木事務所の長に委任されている事項についての第8条、第10条及び第14条の規定の適用については、「知事」とあるのは「開発区域を管轄する土木事務所の長」とする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、都市計画法に基づく開発行為等の規制に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画について知事が法第20条第1項の規定による告示をした日から施行する。

(規則の廃止)

2 住宅地造成事業に関する法律施行細則(昭和43年1月奈良県規則第46号)は、廃止する。

附 則(昭和50年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年規則第11号)

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年規則第56号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の規定による開発行為の許可を受けている者の許可標識の掲示、工事の中止届その他の手続については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年規則第48号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年規則第35号)

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則(平成3年規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている許可証、証明書等で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により現に提出されている申請書、届出書等は、改正後の規則の規定により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際改正前の規則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の規則の規定にかかわらず、平成4年3月31日までの間なお使用することができる。

附 則(平成3年規則第22号)

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第10号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規則に関する細則の規定によりなされている申請又は届出は、第2条の規定による改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規則に関する細則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成6年規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の規定によりなされている申請及び届出については、改正後の都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成11年規則第6号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第70号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第31号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第59号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第23号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第28号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

開発行為施行同意概要書

年 月 日

殿

住 所

開発許可申請者

氏 名

印

都市計画法第32条第1項の規定により、下記のとおり開発行為に関係がある既設の公共施設の管理者の同意を得ました。

記

開発行為に関係がある既設の公共施設の概要					管理者	同意内容	同意年月日	従前の公共施設に代えて新たに設置される公共施設の概要					
種別	番号	幅員	延長	面積等				番号	幅員	延長	管理者	用地の帰属	

備考

- 1 公共施設が多数の場合、その番号に従い図面に明示してください。
- 2 公共施設の管理者の同意書の写しを添付してください。

開発行為についての協議報告書

年 月 日

殿

協議者 公共施設の管理者
の職・氏名 印

開発許可申請者 住所
氏名 印

都市計画法第32条第2項の規定により、開発行為又は開発行為に関する工事により新たに設置される公共施設について下記のとおり協議しました。

記

開発行為等により新たに設置される公共施設の概要					協議の内容及びその結果		
種別	番号	幅員	延長	面積等	管理者	用地の帰属	

備考

- 1 公共施設等が多数の場合、その番号に従い図面に明示してください。
- 2 開発区域の面積が20ヘクタール以上である場合にあっては、政令第23条に規定する者との協議書の写しも添付してください。

設 計 説 明 書

設計の方針	開発の目的									
	基本の方針									
開発区域内の土地の現況	地 域		イ市街化区域 ロ市街化調整区域				用途地域			
	地 区 等		宅地造成工事規制区域 [内 外]				その他			
	地 目	区 分	宅 地	田・畑	山 林	雑種地				合 計
		面積(m ²)								
		比率(%)								100%
	所有関係	区 分	自 己 所 有 地			自己所有地以外の土地				合 計
		面積(m ²)								
		比率(%)								100%
	開発行為の妨げとなる建築物その他の工作物の有無									[有 無]
	土地 利用 計 画	区 分	一般宅地	公 共 施 設 用 地						
道路				公園	緑地	水路				
面積(m ²)										
比率(%)										
区 分		公 益 的 施 設 用 地				そ の 他			合 計	
	面積(m ²)									
比率(%)								100%		
公共施設の整備計画	公共施設 の種別	番号	概 要			管 理 者	用 地 の 帰 属			
			幅員	延長	面積等					
宅 地 設 定 計 画	宅地数	区画（住宅戸数 戸）				1区画の最低面積		m ²		
上 水 道 計 画	公共水道	自己給水								
汚 水 処 理 計 画	くみ取り式	各戸浄化	集中処理	公共下水道接続						

備考 1 開発の目的欄には、自己業務用、宅地分譲、建売住宅分譲、造成後一括分譲、賃貸共同住宅の建設等の区分を記入してください。
 2 基本の方針欄には、住区、街区の構成及び公益的施設の整備の方針を記入してください。
 3 開発区域を工区に分ける場合、「設計の方針」を除き工区別に内訳表を作成し、添付してください。

第4号様式（第3条関係）

開発行為に関する工事施行の妨げ
となる権利者の同意書

開発許可申請者（ ）の申請に係る開発事業計画については異議がないので事業の施行に同意します。

権利の 対象物	対象物の所在地	権利の種類	同意年月日	権利者住所氏名	印
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					
()					

- 備考 1 権利の対象物欄には、土地、池、沼、建築物等の別を記入し（ ）内には土地については地目を、建築物については用途を記入してください。
- 2 権利の種類欄には、所有権、賃借権その他の権利を記入してください。
- 3 印欄には印鑑登録された印を押し、印鑑登録証明書等を添付してください。

第5号様式（第4条関係）

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者住所 氏名		※ 手数料欄 印
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 法第34条の該当号及び該当する理由	
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	
開 発 許 可 の 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由		
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可の許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考
- ※印のある欄には、記載しないでください。
 - 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載してください。
 - 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
 - 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。
 - 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

第 6 号様式（第 5 条関係）

開発行為変更届出書

年 月 日

殿

開発者 住所

氏名

印

(電話)

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更に係る事項	
変更の理由	

備考 1 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

2 敷地規模の変更にあつては、変更前及び変更後の内容を対照させた土地利用計画図、敷地求積図及び敷地求積表を添付してください。

開発行為に関する工事着手届

年 月 日

殿

開発者 住所
氏名 印
(電話番号)

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
開発区域に含まれる 地域の名称	
工事施行者 住所 氏名	(電話番号)

第9号様式（第10条関係）

開発行為に関する工事休止・再開届

年 月 日

殿

開発者 住所
氏名 印
(電話番号)

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則第10条の規定により、次のとおり届けます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
休止期間又は再開年月日	
休止（再開）に係る区域の名称及び面積	(面積 m ²)
休止の理由	
休止の場合には休止中の措置	

第10号様式（第12条関係）

建 築 制 限 等 緩 和 申 請 書

都市計画法第37条第1号の規定による承認を受けたいので、都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則第12条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

殿

申請者 住所
氏名 印
(電話番号)

記

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号			
承 認 を 受 け て 建 築 物 等 を 建 築 又 は 建 設 し よ う と す る 土 地 の 所 在 、 地 番 及 び 面 積	(面 積 m ²)			
承 認 を 受 け よ う と す る 建 築 物 等 の 概 要	用 途		構 造	
	階 数		棟 数	
	建 築 面 積			m ²
	延 べ 床 面 積			m ²
申 請 の 理 由				

第11号様式（第13条関係）

予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の新築等許可申請書

<p>都市計画法第42条第1項ただし書の規定により } 新築、新設、改築又は用途変更 } の許可を受けたいので、都市計画法に基づく開発行為 の規制に関する細則第13条の規定により申請します。 年 月 日 申請者 住所 殿 氏名 （電話番号） 印</p>	<p>手 数 料 欄</p>
<p>開発許可年月日及び番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>公 告 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>予 定 建 築 物 等 の 用 途</p>	
<p>建築物等を建築し、又は新設しようとする土地又は用途の変更をしようとする建築物等の存する土地の所在、地番及び面積</p>	<p>(面積 m²)</p>
<p>新築、新設、改築又は用途の変更後の建築物等の用途</p>	
<p>そ の 他 必 要 な 事 項</p>	
<p>※ 受付年月日・番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>※ 許可に付けた条件</p>	
<p>※ 許可年月日・番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>

- 備考 1 ※印欄には、記入しないでください。
 2 「その他必要な事項」の欄には、建築物等の新築、新設、改築又は用途変更することについて、他の法令の許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

第12号様式（第14条関係）

開発許可等に基づく地位承継届

都市計画法第44条の規定により開発許可等に基づく地位を承継したので、都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則第14条の規定により届け出ます。

年 月 日

殿

届出人 住所
氏名 印
(電話番号)

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
被承継人住所氏名	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	

開発許可に基づく地位承継承認申請書

<p>都市計画法第45条の規定により開発許可に基づく地位承継の承認を受けたいので、都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則第15条の規定により申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>承認申請者 住所 氏名 印 (電話番号)</p>	<p>手数料欄</p>
<p>許可年月日及び番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>被承継者住所氏名</p>	
<p>承継年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>承継の原因</p>	
<p>その他必要な事項</p>	

備考 「その他必要な事項」の欄には、承継について他法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

(表)

↑ 60 ミ リ メ ー ト ル ↓	第 号
	立 入 検 査 証
	都市計画法第82条第1項の規定による立入検査を行うことができる職員であることを証明します。
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日
	年 月 日交付
	奈良県知事 印

←————— 90ミリメートル —————→

(裏)

都 市 計 画 法 （抜粋）
（立入検査）
第82条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。
2～4 略
（罰則）
第93条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
一及び二 略
三 第82条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第15号様式（第17条関係）

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書

年 月 日

殿

申請者 住 所

氏 名

㊟

（電話番号）

申請に係る下記の計画が都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則第17条に規定する都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。

記

申請に係る建築物等に関する事項	敷地の地名地番						
	区域区分等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	用途地域				
	建築（築造）計画の概要	開発行為	有・無	敷地面積	m ²		
		主要用途		建築面積 （築造面積）	m ²		
		工事種別		延べ面積	m ²		
階数		階	建ぺい率	%			
	高さ	m	容積率	%			
申請に係る建築物等の敷地における開発許可等の年月日及び番号	()	年	月	日	第	号	
	()	年	月	日	第	号	
	()	年	月	日	第	号	
申請に係る建築物等の敷地における都市計画法第41条第1項の規定による制限の内容							
その他必要な事項							
※受付年月日・番号	年 月 日		第		号		
※証明年月日・番号	年 月 日		第		号		

備考

- ※印欄には、記入しないでください。
- 申請者は、建築基準法の規定による確認済証の交付を受けようとする者としてください。

○奈良県開発登録簿閲覧規程

昭和45年5月26日
奈良県告示第112号

改正（昭和57年 3月31日告示第918号）
（平成 元年 5月 6日告示第 76号）
（平成 4年 7月24日告示第224号）
（平成 5年 6月25日告示第168号）
（平成10年 3月20日告示第613号）
（平成20年 3月31日告示第490号）
（平成22年 3月31日告示第428号）
（平成23年12月28日告示第426号）
（平成24年 6月29日告示第127号）
（平成25年 3月29日告示第380号）
（平成26年12月26日告示第364号）

奈良県開発登録簿閲覧規程を次のように定める。

奈良県開発登録簿閲覧規程

（目的）

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による奈良県開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)における都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第46条に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の場所）

第2条 閲覧所の場所は、次のとおりとする。

- 一 奈良市登大路町 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課内
- 二 大和郡山市満願寺町 奈良県郡山土木事務所内
- 三 大和高田市大字東中 奈良県高田土木事務所内
- 四 橿原市常盤町 奈良県中和土木事務所内

（閲覧時間）

第3条 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

（閲覧所の休業日）

第4条 閲覧所の休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

（臨時休業等）

第5条 登録簿の整理その他必要があるときは、前2条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を公告する。

(閲覧の手続)

第6条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名及び閲覧理由を記入して閲覧の申請をしなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 登録簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- 一 登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出すおそれがあるとき。
- 二 登録簿を汚損し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- 四 この規程に違反したとき又は係員の指示に従わないとき。

(登録簿の写しの交付手続)

第8条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿謄本交付申請書(別記様式)に別に定める手数料を添えて、これを提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和45年5月26日から施行する。

(休業日の特例)

2 平成24年7月21日から同年8月27日までの間に限り、第4条第1号中「土曜日」とあるのは、「月曜日」とする。

開発登録簿謄本交付申請書

年 月 日

奈良県知事殿

申請者

住所

氏名

電話

次のとおり開発登録簿謄本の交付を申請します。

開発許可番号	第 号
開発許可年月日	年 月 日
申請通数	調書通
	函面通
使用目的	
奈良県収入証紙はり付け欄	

○主要関係手続一覧表

内 容	根 拠 法 令	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地の造成で1ha以上 ・大規模小売店舗で店舗面積が1,000㎡以上 ・工場の敷地面積が5,000㎡以上 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整会議設置要綱 ・各種開発事業に係る事前協議実施要綱 	市町村担当課 県地域政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・里道の明示、用途廃止、付け替え ・水路の用途廃止 ・水路の明示、占用、用途廃止、形状変更、付け替え ・県管理国道及び県道の明示 ・県道の工事承認、占用許可 ・河川の明示、占用、形状変更、付け替え ・砂防指定地内の行為許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の管理に関する条例 ・道路法24条（工事許可） 32条（占用許可） ・河川法、国有財産法 ・砂防法 	市町村担当課 県砂防・災害対策課
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整池の設置 ・現況のため池を埋める場合（大和川流域） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大和川流域調整池技術基準（案） ・大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針（案） ・「宅地及びゴルフ場等開発に伴う調整池技術基準」 ・大和川流域のため池治水機能保全対策指針（案） 	市町村担当課 県河川課
<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の明示 ・都市計画施設の明示 ・土地区画整理事業施行地の行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・土地区画整理法 	市町村担当課 県地域デザイン推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区内の行為許可 ・国立、国定公園特別地域内の行為許可 ・県立自然公園特別地域内の行為許可 ・景観保全地区内の行為 ・環境保全地区内の行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・県風致地区条例 ・自然公園法 ・県立自然公園法 ・県自然環境保全条例 	市町村担当課 県風致景観課 県自然環境課

内 容	根 拠 法 令	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工場（コンクリートプラント工場等） ・ 特定施設の設置（ガソリンスタンド、 浄化槽201人槽以上等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音規制法、振動規制法 ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、 瀬戸内海環境保全特別措置法、県 公害防止条例 	市町村担当課 保健所 県環境政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売り店舗の設置（スーパー等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模小売店舗立地法 	県産業振興総 合センター
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地転用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法 	市町村農業委 員会 県担い手・農 地マネジメン ト課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山林1ha以上の林地開発許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法 	県森林整備課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡名勝天然記念物 ・ 埋蔵文化財の発掘届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法 	市町村教育委 員会 県文化財保存 課

○奈良県内開発許可及び宅造許可市町村担当課一覧表

	市町村	担当課	電 話	県 窓 口	電 話	
大和都市計画区域	奈良市	開発指導課	0742-34-1111	平成14年4月1日中核市移行に伴い事務移譲		
	天理市	まちづくり 計画課	0743-63-1001	郡山土木事務所建築課開発係	0743-51-0210	
	大和郡山市	都市計画課	0743-53-1151			
	生駒市	建築課	0743-74-1111			
	平群町	都市建設課	0745-45-1017			
	三郷町	都市整備課	0745-73-2101			
	斑鳩町	都市整備課	0745-74-1001			
	安堵町	産業建設課	0743-57-1511			
	大和高田市	都市計画課	0745-22-1101			
	五條市	まちづくり 推進課	0747-22-4001	高田土木事務所建築課開発係	0745-52-6144	
	御所市	都市整備課	0745-62-3001			
	香芝市	都市計画課	0745-76-2001			
	葛城市	都市計画課	0745-69-3001			
	上牧町	まちづくり 推進課	0754-76-1001			
	王寺町	まちづくり 推進課	0745-73-2001			
	広陵町	都市整備課	0745-55-1001			
	河合町	まちづくり 推進課	0745-57-0200			
	吉野三町都市計画区域	橿原市	建築指導課	0744-22-4001	中和土木事務所建築課建築係	0744-48-3079
		桜井市	都市計画課	0744-42-9111		
宇陀市		まちづくり 推進課	0745-82-5624			
川西町		総合政策課	0745-44-2211			
三宅町		まちづくり 推進課	0745-44-2001			
田原本町		まちづくり 推進室	0744-34-2085			
高取町		事業課	0744-52-3334			
明日香村		企画政策課	0744-54-2001			
吉野町		協働推進課	0746-32-3081	吉野土木事務所庶務課建築係		
大淀町	企画政策課	0747-52-5501				
下市町	建設課	0747-52-2001				

奈良県	建築課		開発指導係	0742-27-7573
-----	-----	--	-------	--------------

	市町村	担当課	電 話	県 窓 口	電 話
都 市 計 画 区 域 外	山 添 村	地域振興課	0743-85-0041	郡山土木事務所建築課開発係	0743-51-0210
	宇 陀 市	まちづくり 推進課	0745-82-5624	中和土木事務所建築課建築係	0744-48-3079
	曾 爾 村	地域建設課	0745-94-2101		
	御 杖 村	産業建設課	0745-95-2001		
	東吉野村	地域振興課	0746-42-0441	吉野土木事務所庶務課建築係	0746-32-4051
	黒 滝 村	林業建設課	0747-62-2031		
	天 川 村	産業建設課	0747-63-0321		
	下北山村	産業建設課	07468-6-0001		
	上北山村	建設産業課	07468-2-0001		
	川 上 村	水源地課	0746-52-0111	高田土木事務所建築課開発係	0745-52-6144
	野 迫 川 村	住民課	0747-37-2101		
	十 津 川 村	建設課	0746-62-0001		